

令和2年1月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年1月8日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時28分
- 4 終了時間 午後4時02分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、
園田生涯学習課長、桑畑文化財課長、武田美術館長
事務局
鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員

1 開会

◎教育長

それでは、定刻に少々早い時間ではございますが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和2年1月定例教育委員会を開催いたします。

明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

本日の委員会の終了時刻でございますが、午後3時ごろを予定しております。皆様の御協力をよろしく願いいたします。

ここで、おわびでございますが、学校経営ビジョンフィードバックの予定をしていたところだったんですが、17日の分を20日に変更させていただくこと、急に昨日決定をいたしまして、大変申しわけございませんが、御協力よろしく願いいたします。

それでは、市民憲章朗読をお願いします。

2 市民憲章朗読

3 前会議録の承認

◎教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様方のお手元に令和元年11月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、濱田委員と岡村委員に御署名いただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

4 会議録署名委員の指名

◎教育長

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

5 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告をさせていただきたいと思います。レジュメが前もって配ってあるかと思いますが。

新聞記事等から学校、地域の頑張りということで11月、12月のものを持ってまいりました。笛水小・中学校、「力を合わせて記念作品」という新聞記事があったと思いますが、笛水小学校におかれましては、10周年記念式典が行われました。下のほうに写真も出してあります。

また、上長飯小学校は、弁護士がいじめ予防教室をやっていただけたというような協力体制をつくっていること、あと有水中、高崎中学校地域活性貢献中学生表彰というものを受けております。

また、これは恒例なんですけども、姫城地区の小・中3校が親子で門松づくりをつくっているということで、この記事は明道小学校の正門の写真が載っていたと思います。

下のほうに写真が出ておりますが、10周年記念作品づくりとして笛水小中学校の子供たちが、紙粘土で造形をしながら、いろんな種類の鳥を作製していただいて、1人1羽ですので、全部で10羽のレリーフをつくったものを集めて記念作品としたものでございました。右のほうにその式典の様子が出ておりますが、全員で10名でございます。少し解説をさせていただきたいと思います。一番左、向かって左の子がことし入学してきました1年生でございます。その隣の子が3年生になります。この子が特認を使っております。そしてその右側、4人並んでおりますが、これが全員6年生でございます。うち1名が特認を使って入っております。そして、右側のほうに中学生が4人並んでおります。これは、学校でいうと8年生、今中2の子たち4人の中の1人が特認を使ってこの学校にやってきている状況でございます。

また、下の写真では祝吉中学校で五輪メダリスト、中村さんの講話、これはシンクロナイズドスイミングの中村選手でございます。

それから、これは学校ではないんですが、いろいろな児童クラブがありますが、そういう中で山之口小すくすく児童クラブというところが、縄跳びのプロ、これ日本に1人しかいないだそうですけれども、その方が来て指導していただいている様子、地域も学校もよく頑張ってもらっているなというふうに思っております。

続きまして、12月議会が終了いたしましたので、12月議会の一般質問から質疑しております。

まず、アとしまして、小規模特認校と小中一貫教育について、中村議員からの質問でございました。小規模特認校、夏尾地区とそれと笛水小中学校、この2つが特認校になっております。制度から12年が経過し、特に夏尾地区では、小学校では12名中9名が特認制度を、そして夏尾中学校では14名中5名が特認を使っております。これ合わせますと35名中14名ということですので、かなりの割合になってきているということなんです。それで今現在、その地域にいらっしゃる方々への説明不足ではなかったのかということをお問われております。そこで、そこにありますように、改めて地元の皆様へ制度説明の必要を感じる。来年度から説明を行っていききたいという返答になっております。

また、それ以外にも小中一貫校へ移行したいという地域からの要望があった場合には、地域や保護者の意見をしっかりと受けとめながら対応していきたいという答弁しております。

イでございます。

教員の変形労働時間制の導入についてでございます。

これについては、森議員、別府議員が質問されておりました。文部科学省の正式な通知をもとに判断したいということなんですけど、これは国会で決まったことは決まったんですが、実は正式な文書はおきてきておりません。その文書を見ながらの判断になると思います。本制度の主な狙いとし

ては、夏季休業中にまとめて休日を確保できるという点ではありますが、まだいろいろな問題点もあるかと思っております。

ウでございます。

神戸市の小学校教諭の陰湿ないじめについて、本市において同様のケースはないのかというような別府議員の質問でございました。

これは、前回の教育委員会でお話ししましたように、神戸方式という独自の人事制度が大きな要因の一つであると思われております。本市においては、全職員のアンケートから同じようなケースはないと承知をしております。このアンケートは11月にとりました。

また、アンケートだけではなく、パワハラ・セクハラ相談員や市の公平委員会というところがあります。それからまた学校教育課も相談窓口として存在しているわけですので、そのような紹介をその行いましたアンケートの中に明記をしております、ここでも相談できますよというようなことを書いてあります。

続きまして、エでございます。

タブレット・パソコン教育及び体育授業の武道の取り組みについて、小玉議員からの質問でございました。

タブレット・パソコンは児童生徒にとってわかりやすい授業の展開と学習意欲や興味関心の向上を実現するためのツールとしての位置づけをしていますということ。あと、児童生徒の情報活用能力の向上を目的として導入していますというようなお答えをしましたが、小玉議員が言われるのは、その弊害のほうですね。ブルーライトとか、そういうようなものも含めた上で子供たちに渡しているものかどうかをしっかりと吟味してほしいというような御意見でございました。

もう一つの武道につきましては、空手道や少林寺拳法など、現在、この都城市の中学校では取り扱っていない武道についてでございます。このような履修されていない科目、種目の選択については、学習指導要領の内容に則り、指導者や道具の準備、施設の状況や安全上の配慮など、総合的に考慮しながら各学校の校長が適切に決定していきますというお答えをしております。ですので、全くやったらいけないというわけではなくて、そういうような条件をつけながらやっています。今ほとんどの学校が柔道と剣道をやっております。1校だけ弓道をやっているところがあります。

オでございます。

発達障害の早期発見、早期療育及び学校教育とSDGsについて、佐藤議員からの質問でございました。

現在、特別支援学級在籍者は、小中合わせて、平成24年度214名だったのが、令和元年度361名というふうにごうてしております。幼稚園、保育所、認定保育園等と小学校が連携し適切な情報が引き継がれるようにしているところでございます。

また、一番こうネックとなります新1年生の就学相談でございますが、毎年100件を超える相談が来ております。教育支援委員会、以前は就学指導委員会と名称でしたが、ここで就学先や支援について検討をしております。

それから、SDGs、世界を変えるための17の国際目標についての問い合わせでございました。

提唱されて間もないことから、教職員や児童生徒にとって理念が十分浸透していない状況であると思われるというふうにお答えはしましたが、新学習指導要領は、まさしくこのSDGsの理念を取り入れた学習になってきております。そのようなことを踏まえて新しい学習指導要領に基づいた形で指導していきますというお答えをしております。

カでございます。

登下校の見守りシステム・ツイタモンと受動喫煙防止の対策について、岩元議員からございま

した。

設置した34校、小学校ですけれども、全児童数は7,916名、このうちICタグを持ちたいとって申し込んだのは、1,800名で22.7%でした。これに対して少ないのではないかという御意見でございましたけれども、ことしの1月から2月にかけて、市内全小学校で開催される入学説明会でパンフレット等の配付をし、周知を行うことにしております。

また、特定野外喫煙場所を学校に設置する考えはないかというようなお話でございましたけれども、健康増進法改正においては、第1に望まない受動喫煙防止、第2に受動喫煙による健康への影響が大きい子供や患者等に対する、特に配慮するといった基本的な考え方がありますので、子供たちの学び場である学校については特定野外喫煙場所の設置は考えていないというお答えをしたところでございます。

キでございます。

人と動物との共生を考えた取り組みについて、音堅議員からの御質問でございました。

みやざき動物愛護センターの主催の命の教育事業に本市が参加した学校はどのくらいあるのかという御質問でございましたが、平成29年度が2校、平成30年度が5校、令和元年度が7校でございまして、少しずつ増え続けているわけでございます。命を大切にする生命尊重の精神は何よりも教育の基盤を成すものであり、学校の全教育活動を通じて大切にすべきである。今後、本事業について小中学校における取り組みや成果を紹介していきたいということでございます。みやざき動物愛護センター自体も受け入れる数がほぼ決まっております、そういう中では県内では多いほうの市に入るというふうに考えております。

クでございます。

小学校の運動会について、山内議員からの御質問でした。

本年度、小学校の運動会の月別実施状況を問われたところ、5月が10校、9月が19校、10月が7校であったとお答えをしました。そのうち、中体連と重なった小学校があるが、開催日はどう決定しているのかという御質問でございました。

各学校においては、運動会開催月のメリットやデメリット、他の学校行事や地域の行事、さらには中学校の行事等、総合的に勘案しながら学校運営協議会での協議を十分に踏まえて運動会の開催日を決定しているとのことでした。教育委員会におきましても、保護者や地域の声に耳を傾けてコミュニティスクールとしての学校運営協議会の熟議を重ねながら開催日を決定するように各学校へ働きかけているところでございます。

ただ、この10月という時期は、9月・10月という時期がいろんな行事が立て込んでいまして、地域によってはこの時期ではないと開催できないというような結論を出しているところもあるみたいです。

また、中学校でも5月開催の方針を打ち出しているところがあり、来年度から5月に開催するところが出てくると思っております。また詳しくはお伝えしたいと思います。

ケでございます。

修学旅行前に就学援助費を支給できないかという畑中議員からの質問でございました。

修学旅行に係る就学援助費については、原則、終わってから確定払いをしているところでございます。これにつきましては、行く人数、たまに1人病気になったりとかいうことで金額が変わるわけでございますので、そういう確定払いをしているところですが、ただし支払いが困難な就学援助受給世帯から相談があった場合などにつきましては、旅行前に支払いが概算払いでできるようにしているところでございます。そのことにつきましても、各学校にお伝えしていきたいと思っております。

ここまで、何か御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしかったでしょうか。は

い、どうぞ。

○岡村委員

特別支援学級がここに在籍数がふえているということで、小学校のほうに聞きますと、特別支援学級も一般授業も参観する機会があるんですけども、中学校においてはどうしても自分の専門の教科を優先して持ってもらって、特別支援学級の参観日自体がまだ余りないような気がいたします。これだけ人数がふえてきますと、指導者の質の向上といいますか、自信を持って特別支援教育に当たれる先生方をふやしていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

◎教育長

貴重な御意見ありがとうございます。

中学校で特支の授業を通常行っている人たちもたくさんいるわけですので、そういう授業参観を増やした上でその技能、指導力を伸ばしていきたいということで、学校教育課のほうに伝えておきます。ありがとうございました。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、続きまして生徒指導の状況についてでございます。

非行等の問題行動につきましては、11月中に小学校で4件、中学校で4件あったわけでございます。

小学校の4件というのは、器物破損とかそれから生徒間暴力、そういうものでございました。ちょっと激しいお子さん方がいらっしゃる学校がありまして、なかなかおさまっていない状況ですが、こういうところにも支援員とか、そういうようなものをつけているところでございます。

また、中学校の4件でございますが、同一事案がありますので、事案に分けると2件でございます。

そのうち1件は深夜徘徊、無免許運転でございました。1件は中学校3年生女子が無免許運転で宮崎まで行き、その車に同乗している同じく中学校3年、別な学校の子ですけども、同乗してそして宮崎で補導をされたということがありました。これにつきましては、この乗っていた子のお母さんが携帯のGPSを使って、そして居場所を突きとめて、そしてその場所に行って、いるのを確認し、それでも逃げようとしたので110番をしたということでございます。今も注視している子供たちでございます。

もう一つの事案が、これも深夜徘徊、無免許運転同乗でございます。これは、卒業生が、もちろん無免許なんですけれども、車を動かしてそこに同乗していたということでございます。この子供たちはスピードの出し過ぎで事故を起こしております。うち1人は3年生女子でございましたけれども、鎖骨を折る大けが、それからもう1人は中学校1年生男子、別の学校ですけども、乗っておりましたが、この子については軽傷であったということで、そのまま車をほったらかして逃げたところで、警察から車が道路から落ちていたことで通報され、車の持ち主から割れてきたというような状況でございます。

続きまして、不登校の状況でございます。

今回から、不登校につきましてはちょっとグラフ化してくれとお願いをしたところでございます。余りにもこの年度、比較すると多くなってきているという状況です。小学校は60名になってしまいました。昨年度同時期が42名、昨年度の新規が32名でございましたけど、今回41名が新規という形

で、グラフにありますようにかなりの増加でございまして、どうにか手を打たないといけないという形でございます。これは都城市だけの傾向ではなく、宮崎県、そして全国を見ても大体同様の様相を示しております、国も県も、小学校における生徒指導の強化を図るために加配教員の配置等を考えてくださっているようでございます。

続いて、中学校の不登校生でございますが、162名。昨年度同時期が137名、新規はほぼ同じ数で昨年度が76名だったところ、今回は78名でございました。グラフであらわしてみますとこのような状況で、やはりふえていっているという状況でございます。これは、小学校がふえていますので、その子たちが入学する、中学校に入学するということを考えると、ある程度数の増加は考えないと仕方がないのかなと思うところですが、何とかこの新規を抑えていきたいというふうに思っているところです。

3番目は交通事故でございます。

交通事故は幸いありませんでした。

そして、いじめに関することでございます。

アンケート等の実施が、小学校34校、これ全校でございます、中学校14校、11月中に行っています。いじめの認知件数が小学校200件、中学校41件というようなものでございます。これ、解消するには3カ月見ないといけませんので、その分ですと8月の分まで考えますと、小学校が96.6%、中学校が100%を解消しているということでございますが、実は11月には国の調査が行われていません。子供たち自身からいじめが解消されているかということにつきましては、まだ解消されていないという回答がありましたので、また校長会でこのギャップについてお願いをしたところでございます。

報告事案としては、小学校4件、中学校1件が上がっております。

中学校で1件、少し悪質なものがございまして、男の子だったんですけれども、この男の子に対し、複数の男子が暴言、そしてたたき、土下座をさせるなどのいじめを行った。事実確認を行い、学年主任を中心に指導を行い、謝罪を行った。全ての保護者に連絡をして通知して今後を見守っていきたいというところでございます。

不審者、声かけ事案につきましては、小学校が2件ございました。実害が双方ともにありませんでした。

その他でございます。

11月中、学級がうまく機能していない学校の報告はございませんでした。10月報告がありましたこの学級につきましては、保護者会を開催した後、管理職や生徒指導主事が学級に入って、状況改善に向けて取り組んでいるところでございます。今のところ、うまくそれが作用しているようございます。

続きまして、校外での事故につきましては、報告がありませんでした。

虐待事案でございます。

小学校は3件、起こっております。2件が身体的虐待でございまして、小学校3年生のお子さんですけれども、おくれて登校した本児が教室へ入って入室を渋っているために、保健室で話を聞いてみると、顔足などに痣があったということでございます。父から殴られたということがわかりましたので、こども課に伝えましたところ、結果的に父母から両方からの虐待があったことが判明しました。児童相談所からの指導後は改善しているという状況でございます。一時保護等はこの子はやっておりません。

別な学校の4年生の女の子でございますが、右目と右耳のあたりに青痣があったということで、担任が聞き取りを行い、そして夜遅くまでゲームをしていたことで母親から拳でたたかれたという

ようなことでもございました。実害がはっきりしておりましたので、そのまま一時保護になりました。この子については、12月中に解除、その後、ケース会を経ております。今、このような状況です。

最後でございますが、3年生の女児でございます。小学校3年生の女児ですが、身体的虐待に加えて、性的虐待の疑いがありました。この子につきましては、虐待をしている相手というか、性的虐待があるかもしれないというのは、義理のおじいさんになる方でございます。かなりこれは向こうの家庭も愛情表現だというふうには言い張っているところもございますけれども、いろいろとこちらとしては児相に通告し、そのまま一時保護になっております。12月の頭には、一時保護解除となりますが、その後順調に登校をしているということです。今現在、担任と特別支援エリアコーディネーターが毎日本児と面接を行って、母親にその結果を伝えているというふうな状況でございます。

最後になりましたけれども、先日ありました中学校のガラス破損の事案につきまして、何回かあった事案なんですけれども、10月14日の件については、警察の調査により、その学校の卒業生が犯人であることが判明いたしました。11月に何件かあったことについては、否定をしている状況でございます。そういうようなことで報告をしておきます。

これについては、何か御質問等ありますでしょうか。

6 議事

◎教育長

では、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件につきましては、報告8件、議案6件でございます。

【報告第122号・議案第45号】

◎教育長

報告第122号及び議案第45号を文化財課長から説明をいただきます。

では、よろしく願いいたします。

●文化財課長

よろしいですか。文化財課でございます。

本日は、報告と議案が1件ずつでございます。

まず、報告第122号「令和2年度都城歴史資料館年間スケジュールについて」でございます。

歴史資料館は、昨年10月で30年を経過いたしました。今日に至るまで、年末年始と燻蒸をする期間、それから平成22年の口蹄疫による長期休館を除いて連続した休館日を設けずに営業しております。これまで一度も大規模な展示リニューアルを行っておりません。これまでの来館者からのアンケート等で都城の歴史を古い時代から新しい時代に順番に通時的に捉えられるような展示にしてほしいというような意見があったり、あと平成18年の市町村合併後の4町の歴史情報も加えてほしいなどの要望もございましたので、展示構成をやり直す必要があると考えております。

それから、また来年度は国文祭等に関連した大会関連事業としての特別展も開催する予定でございますので、全館的に大幅な展示入れかえも必要となっております。このような理由でリニューアルと展示入れかえ等に時間を要しますので、ある程度まとまった休館日を設ける必要が出てきているところでございます。

お渡ししておりますA4版の横置き資料をごらんいただくとありがたいのですが、こういった資料をお配りしていると思うのですが、これを見ながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3月の6日から5月の17日まで開催する企画展「和、見つけてみよう日本の美」が終わった後、5月18日から7月3日まで休館いたします。この間で2階と3階の展示リニューアルと1階の企画展の準備を行う予定です。7月4日からは2階に昔の道具とそれから市内各地区の代表的な文化財を紹介する展示を行います。3階は、資料館の建築前後の写真パネル展示を行います。そうしまして1階では、発掘調査速報展と戦争の悲惨さを後世に伝えていくということで、戦後75年の節目の企画展を実施いたします。

10月12日から23日までは国文祭に伴う特別展の準備に伴って休館いたします。

10月24日から10月6日までは特別展「神話にみえる都城」、副題として「北の蝦夷、南の隼人」を開催いたします。

12月7日から17日までは特別展後の展示品の引き上げと1階の展示リニューアルに伴い休館いたします。

12月18日からは1階において通時的な展示を行うとともに、「都城の歴史と人物」に掲載された郷土の発展に尽くした人物を取り上げて企画展を行います。

来年度はこのようなスケジュールで資料館運営をさせていただきたいと考えております。

続きまして、よろしいでしょうか。議案第45号「都城市指定文化財の指定について」でございます。

10月の定例教育委員会での説明と重複いたしますが、この今回指定にしたいというふうに考えております文化財、後藤家伝来資料についてですが、この資料は都城市高城町の商家であった後藤家に伝来したもので、7代目の当主伊右衛門から11代目当主康太郎までの5人の当主に関連する江戸時代の中期から昭和期に作成された資料です。昨年10月23日に文化財保護審議会へ諮問したところ、鹿児島藩の経済政策や近代における宮崎県の経済・金融・政治の変遷、これにその位置づけを解明する上で欠かすことのできない基幹資料として貴重なものであるとの答申をいただきました。答申の資料もこの一連の資料の中に添付をさせていただいております。

今回、都城市文化財の指定に関する基準、第2条の(6)のアとウですね。4枚目の一番後ろですね。写真の前のほうの下段のほうに記載しております。そちらのアとウの歴史資料に該当するというので、この資料7,675件を一括で都城市文化財保護条例の第5条の規定に基づき市指定文化財として指定することをお願いするものでございます。

以上、御審議をよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、今の報告、それと議案、1件ずつにつきまして何かありましたらよろしく願いいたします。

よろしかったでしょうかね。

それでは、報告第122号を承認いたしまして、議案第45号をこの計画のとおりよろしく願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

【議案第46号】

◎教育長

それでは、議案第46号を美術館長から御説明いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

●美術館長

美術館でございます。明けましておめでとうございます。ことしもよろしくお願ひいたします。今、追加資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第46号「都城市立美術館作品収集委員会への諮問について」でございます。

都城市立美術館作品収集委員会運営要綱第2条の規定に基づきまして、収集を予定しております山田新一の油彩2点、加藤三男氏の油彩1点について、2月10日月曜日に開催予定の作品収集委員会へ意見を求めるものです。

それでは、今お配りした資料と次ページの作品一覧をごらんください。

まず、1点目でございますが、山田新一の「風景」です。昭和3年の1月8日と9日に都城市の公会堂でヨーロッパに渡る前の惜別展というものが開催されました。どうもそのときにヤマエの創業者である江夏岩吉氏が購入したものと推測されるもので、フランスに渡る前の山田の画風がわかる貴重な作品でございます。大淀川の左岸、岳下橋付近から中郷方面を描いた作品と推測されるものでございます。御子孫からの寄贈の申し出をいただいているものです。

次に、2点目、同じく山田新一の「金剛山」でございますが、山田新一は朝鮮半島で30年近く生活をしております。その朝鮮半島での活動歴を知り得る作品であるとともに、また、描かれているサインから昭和10年代の後半のものと考えられることから、その当時の山田の画風を知る上でも貴重な作品でございます。当時、朝鮮総督府の司令官の書記官であった南さんという方の遺族の娘さんの御主人である門永さんから寄贈の申し出をいただいているものでございます。

最後に、3点目の加藤三男氏の「マスクⅠ」でございます。加藤三男氏は、昭和3年生まれで宮崎大学の1期生ということでございます。この作品は、1978年、第28回モダンアート協会展に出品したもので、当館では既に「マスク・Ⅱ」というのを所蔵しておりますのでその対を成すものとして貴重なものでございます。加藤氏御本人から寄贈の申し出をいただいているものでございます。

なお、作品収集委員につきましては、関係資料として次ページに添付しておりますが、福岡市立美術館や福岡アジア美術館の館長をされ、現在、福岡市の文化政策アドバイザーである安永幸一さんと元宮崎県立美術館の顧問をされておられました土屋公雄さん、そして宮崎大学教育学部教授で美術史を教えていらっしゃる石川千佳子さんの3名が委員でございます。

以上、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

◎教育長

ありがとうございます。では、議案第46号について何か御質問等ありませんか。中原委員、お願ひします。

○中原委員

ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

この加藤三男さんのマスクⅠですか、1ですか、所蔵者の加藤三男さんと同姓同名……。

●美術館長

作者ですね、はい。

○中原委員

御本人ですか。

●美術館長

はい、御本人。まだ御健在でいらっしゃいまして。

○中原委員

ああ、そうですか。わかりました。失礼しました。ありがとうございました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第46号を計画どおり進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第119号～第121号】

◎教育長

それでは、報告第119号から報告第121号までを生涯学習課長から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

生涯学習課の園田です。よろしくお願いいたします。

説明の前に一言お礼を申し上げます。

1月3日、4日に開催いたしました各地区の成人式は、教育委員の皆様にも年の初めで御用等多く、お忙しい中にもかかわらず、主催者代表として御臨席いただきまして、まことにありがとうございました。おかげで各地区、無事に式典を終えることができました。

それでは、本日3件の報告をさせていただきます。

初めに、報告第119号「都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業実施要項の一部を改正する告示の制定について」説明いたします。

よか・余暇・楽習ネットワーク事業は、多様な市民の学習ニーズに応えるため、「いつでも、どこでも、誰でも、何でも」を合い言葉に生涯学習ボランティア指導者を活用して市民に対して学習機会や学習成果の発表等の機会を提供する事業であります。

平成30年度事業実績で96の学習グループがあり、学習者数は812名となっております。

今回改正するのは、主に2点であります。

まず、改廃方針説明書の制定改廃を必要とする理由にありますとおり、グループ人数7名以上の場合の学習料について、1人1回550円を500円に引き下げ、学習者の利便性を高め、学習者増につなげようというものです。この事業は、立ち上げ当初の平成12年度からワンコイン、500円で学べ、7人掛ける500円の3,500円をボランティア指導者へ謝礼金として支払うという考えで始まったものです。一昨年前まではNPO法人が運営しておりましたが、法人の経営が次第に赤字となり、市の補助金の増額も認められなかったことから、平成24年度に受益者である学習者に負担を求め、50円増額し、550円とした経緯があります。しかし、増額したときから学習者の不満は多く、ワンコインで学べるのがキャッチフレーズではなかったのかななどの苦情や値下げ等の要望が出されておりました。

NPO法人の解散により、昨年度から市が直接運営しておりますが、近隣の市町の生涯学習講座

の受講料と比較し、1回当たり曾於市で200円未満、三股町で250円、宮崎市では無料と、都城市は非常に高いという現状もあり、事業開始当初の500円に戻すのが適当と判断したものです。

グループ学習以外の体験教室についても、同様にいたします。

なお、学習者7人未満の学習料は5人で800円、6人で650円と従来どおり据え置きとします。

もう1点は、事業を直営とした平成30年に定めた要項の第10条で、指導報告書を当該月の翌月末までに市に提出しなければならないとしましたが、NPO法人が実施していた時の名残で数カ月まとめて提出される指導者が複数おられたため、市の定期監査時に指摘事項とはならなかったのですが、現状に合わせて要項を改正すべきではとの助言を受けました。総務課法制担当と協議し、「ただし市長がやむを得ない理由があると認める場合は、指導報告書に複数月をまとめて記載することができることとし、この場合における提出期限は市長が定める日までとする」と条文に加えることにしました。毎月必ず提出してくださいとのお願いはしており、今後も毎月提出を徹底していきませんが、失念等で複数月の提出となった場合、謝金を払わないということはできないので、今回の改正により対応したいと考えております。

次に、報告第120号「都城市キラリ☆生涯学習フェスティバル開催要項の制定について」説明いたします。

これは、よか・余暇・楽習ネットワーク事業の一環として実施するもので、学習者に日ごろの学習成果を発表いただくとともに、来場者の学習意欲を喚起する機会として開催するものです。

本年度は、4月に12日から14日までの3日間、ウェルネス交流プラザで開催しましたが、これは平成30年度分の事業成果発表として年度をまたいで実施したものです。今回は令和元年度事業の成果発表として3月27日から29日までの3日間、同じくウェルネス交流プラザでの開催を計画しております。NPO法人が運営していたときから、毎年4月に実施しており、また学習者等の要望もあったため、昨年度分は31年4月に実施しましたが、司会者の謝金や保険料の支払いなど、予算執行上不都合もあるため、今回から年度内に実施することとしたものです。

昨年4月に開催した分の実績は、手芸、ちぎり絵、絵手紙、造花などの展示発表が14グループ、1個人の約650作品の店で、来場者が535名、ダンス、楽器演奏などのステージ発表が55グループ、449名の出演で、来場者519名でした。今回もほぼ同規模で実施する予定です。

最後に、報告第121号「令和元年度都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定について」説明いたします。

この大会は、高齢者の学習意欲の促進、生きがいづくりを目的に開催するもので、市内15地区の高齢者学級生約300名を対象として、事例発表や学習発表、記念講演を実施し、みずからが取り組む学習の充実とともに学ぶ意欲を高めるために開催するものです。2月19日水曜日にウェルネス交流プラザで開催します。当日は、五十市地区高齢者学級の実践発表と高崎地区高齢者学級の学習発表のほか、記念講演として市内にあります医療法人魁成会、宮永病院のリハビリテーション室長で理学療法士であります柚木直也さんに介護予防、元気な体づくり、体操などの健康づくりのための講義をしていただく予定です。

人生100年時代に入り、この長寿社会をどのように活力を持って生き抜いていくのかということが、これからの社会教育のテーマであります。長寿を真に喜べるためにするためには、人生を豊かにすることは大切であります。そのためには、まず健康でいることが大切です。健康でいるためには運動や食事管理などのほか、高齢者学級の参加など、地域の人たちのかかわりや触れ合いを通して社会性を保つことが重要と考え、計画した次第であります。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

◎教育長

報告第119号から報告第121号までを御説明いただきました。

どこからでも結構でございます。何か質問等あればよろしく申し上げます。濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員

報告第120号、都城市キラリ☆生涯学習フェスティバル開催要項ですが、これは一年間の学習の成果を展示したり、発表したりするための機会ということで設けてあるということで、その前の年は年度を越えて行われたということなのですか。

●生涯学習課長

そうですね。30年度分を3月31日までに行わずに今年度の4月に行ったというわけですね。ずっとそれが何年か続いていたものですから、そのほうが良いという利用者、学習者の意見があってそれにしたんですけど、予算上どうしても不都合が出てくるものですから、やっぱり年度内に全て完結したいということで年度に合わせたということです。

○濱田委員

わかりました。それで、今後は3月の末ぐらいに行うことになるのですね。

●生涯学習課長

はい。そのようになります。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

年1回ですね。

●生涯学習課長

年に1回です。

◎教育長

ほかにごございますでしょうか。

それでは、報告第119号から121号までを承認いたします。

【議案第43号・第44号】

◎教育長

それでは、議案第43号及び議案第44号をスポーツ振興課長から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

●スポーツ振興課長

議案第43号「都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第44号「都城市勤労青少年体育センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

まず、議案第43号については、市内6つの拠点運動公園の使用料に係る3つの事項について所要

の改正をするものです。

議案に記載しておりますが、1つ目が過去の監査において指摘があった、高城運動公園多目的広場及び市内に住所を有する65歳以上の個人利用の使用料については是正するものです。

2つ目が、高城運動公園総合体育館照明設備、早水公園体育文化センター視聴覚室、高崎総合公園総合体育館シャワー室について使用料を明確にするものです。

3つ目が、都城運動公園野球場におけるスコアボード一体型バックスクリーンの整備に伴い、当該施設の設備の器具の使用料の見直しを図るものでございます。

続いて、都市公園条例の一部改正案の内容を説明します。

添付資料の条例制定改廃方針説明書裏面の条例案の内容欄をごらんください。

まず、(1)高城運動公園多目的広場に係る使用料については、冬芝を2面、プロ使用のグラウンドを整備しており、利用面数に応じた貸し出しが現状行われているため、指定管理者監査において全面的額価、1面当たりの額価が明確でない旨の指摘があったため、高城運動公園多目的広場及び芝生広場、別表第1の料金表に1面当たりの文言を挿入するものでございます。

次に、(2)市内に住所を有する65歳以上の個人利用については、武道館や弓道場を市内に住所を有する65歳以上の個人が練習等で利用する場合に、使用料の2分の1を減額することについて、平成20年度の市長決裁により、これまでの運用を行っておりましたが、平成30年度の監査により特別事情として使用料減免の取り扱いを認めていたことは実質的に条例改正の運用をしていると介されるおそれがある旨の指摘があったため、料金表の個人利用の箇所について、市内居住者とそれ以外の2行に分けて表記をするものです。

次に、(3)高城運動公園総合体育館の照明設備に係る使用料につきましては、現在の照明設備は全灯で利用することが可能であります。全灯と減灯の使用料金について、条例上区分して規定しておらず、同規模の早水公園体育文化センターアリーナ及びサブアリーナと同様に規定するため、料金表の照明設備の箇所について所要の改正をするものです。

なお、現在の照明の利用は、ほとんど半灯で行っているため、両者の負担増にはなりません。全灯する場合は、全国大会等で照度が1,000ルクス以上の規定があるもののみでございます。

続いて、(4)早水公園体育文化センターの視聴覚室にかかわる使用料につきましては、文化棟にある視聴覚室は従来からプロジェクターやスクリーン等の音響映像施設がないため、日常は会議室として利用されています。利便性の向上を目的として小会議室と同様の施設として小会議室の後ろに1室当たりの文言を挿入するものでございます。視聴覚室の位置づけが高くなっていることから、会議室の目的に合わせた額へ変更するものでございます。

次に、(5)高崎総合公園総合体育館のシャワー室に係る使用料については、平成28年度の大規模改修工事の際に男女の更衣室内にそれぞれシャワー室が取り付けられておりましたが、条例においてシャワー室の使用料が規定されていないため、1人1回100円を追加するものでございます。この1回100円については、ほかの施設も同様の金額となっております。

次に、(6)都城運動公園野球場改修に伴うスコアボード使用料につきましては、フルカラーLED方式によるスコアボード一体型バックスクリーンを整備中のため、完成後は演出効果の機能性もすぐれた機器が設置される予定でございます。LEDスコアボード、タブレット操作盤、球速測定器の1時間当たりの料金を追加するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今月の庁議及び使用料審議会を経て、3月議会に提案し、来年4月1日からの条例施行を予定しております。

続いて、議案第44号について御説明いたします。

都城市勤労青少年体育センターは、昭和50年4月に建設されており、今年度で築44年になります。

令和元年4月から耐震補強及び大規模改修工事を実施中であり、令和2年2月に工事を完了、同4月1日から供用開始の予定でございます。当該施設は、建築当初から「都城市勤労青少年体育センター」が正式名称ですが、地元住民や施設利用者からの通称は「姫城地区体育館」と呼ばれておりました。このたびの大規模耐震改修工事をきっかけに姫城地区体育館への名称変更ができな
いか、姫城地区の自治公民館及び地区体育協会から御要望をいただいたことから、名称変更について条例改正の提案を行うものです。

続いて、改正の内容を説明いたします。添付資料の条例改正改廃更新説明書裏面の条例の概要をごらんください。

2番目の主な改正内容にお示ししておりますが、都城市勤労青少年体育センター条例第2条の都城市勤労青少年体育センターの名称を削除し、都城地区体育館条例に都城市姫城地区体育館を追加するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今月の庁議を経て、3月議会に提案し、来年度4月1日からの条例施行を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。それでは、議案第43号及び議案第44号につきまして御質問等あればよろしくお願ひいたします。濱田委員、お願いします。

○濱田委員

一つお伺いします。今の議案第44号の勤労青少年体育センターの名称変更ですが、これは各地区にあるわけですね。

●スポーツ振興課長

資料の後ろのほうにお示ししてありますが、この勤労青少年体育センターというのは、今の姫城地区にあるセンター以外に山之口に1カ所ございまして、今の条例では2カ所ありますということになっております。そのうちの姫城地区の部分削除しまして、姫城地区体育館ということで地区体育館条例のほうに都城市姫城地区体育館ということで追加するということで、簡単に言いますと、条例をわたってこちらのほうに所属を変えるというような形になります。ただ、機能としては残っておりますので、補助金の適正化とかという協議も済ませておりまして、目的が変わらないということであれば、名称変更については異議はないということで国との連携はとっているところでございます。

○濱田委員

そうですか。2つあるということですね。

●スポーツ振興課長

はい。今回の条例改正に伴いまして、もう山之口しか残らないということで山之口の名称を改正後の右側のほうに都城市山之口勤労福祉センター条例ということで、山之口のみを残すということに改正するということになります。

○濱田委員

主の目的は変わらないということですよ。名称だけが変わってくるということ。

●スポーツ振興課長

そうです。いわゆるその属性というんですか、同じくこう基本的には利用者が変わるとか目的が変わることによってこう料金が変わるということではなくて、いわゆる地区の体育館として整備する際に補助金等をいただいたという経緯がございまして、正式名称を名乗っていたわけですけども、基本的には地区体育館としての利用がほぼ主ですので、今回の改修をきっかけに呼び名といいますか、正式名称で呼んでいなかった部分を正式にもう姫城地区体育館に直すということで、住民からの要望を受けて改名をしたいというふうに考えているところでございます。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんか。

○岡村委員

御説明ありがとうございます。私のほうは、この議案第43号についてなんですけども、2点御説明していただければと思います。

一つは、条例案の内容というところで高城運動公園総合体育館の照明設備に係る使用料についてなんですけど、変更前が7列以上900円という形になっていて、この体育館の電灯が7列以上あって、そのうちの4列使ったらという形ではなくて、ちょっと具体的にイメージが湧かなくて、そのところ、それをまた半分にしたら減額という形ですか。ここをちょっと具体的に教えていただければというのと、金額的にもかなり上がるものがありますので、そのあたりについてどうなのかなどと思ひまして、あともう一つのほうも同じなんですけど、スコアボードの使用料ということで、とてもすばらしいスコアボードができるんですけど、今までは1試合当たり300円、今度は1時間という時間当たりということで、例えば野球の試合をやろうというときに1時間で済むのもあると思う、7回までとかね。2時間近くなつた場合にはその倍額になるんだなということで非常に金額的に負担が大きいものになるなと思っておりますので、そのあたりを少し御意見を伺います。よろしくお願ひします。

●スポーツ振興課長

それでは、少し小さくて申しわけないんですが、一応こちらに減灯のイメージを持ってきているんですけど、照明は各体育館によって点灯する仕組みが違うんですけども、早水の体育館と高城の体育館は同じような形で作られておりまして、例えばこの1列、2列、3列ってございますが、これは、全灯つけられるんですけど、通常の利用は交互に減灯して使っている状況です。全国大会等を除いてほぼこのつけ方で今使用料をとっている関係で、早水体育館のように前回改正したときに全灯と減灯の考え方を高城はしていなかったもんですから、利用者から、高城と早水を使った場合になぜ金額が違うんですか、同じような列の配分と電気の設定なはずなんですけどというようなお問い合わせ等もありまして、今回、早水と同じように全部をつけた場合と半分につけた場合ということでしっかりとこう規定を合わせようということになります。よって、決してその金額が高くなるというものではなくて、先ほど申し上げましたように、現在はほぼ県大会、通常の利用では半分

でしか今使っていない関係で、料金が上がるということではなくて、逆にこう下がる方法になるんですけども、同じ規模、同規模、同条例料金ということでそれを改正しようということで今回提案しております。

あと、野球場のスコアボード等につきましては、今回の整備に当たりましてほかの施設の条例等の料金を調査しており、最近同じようなスコアボードを整備されているんですけど、1試合1,100円となっております。野球の試合が大体おおむね1時間半から2時間かかるというふうに言われておりますので、同じような形で2時間ぐらい使ったということにすると1試合1,000円、税別になるんですけども、えびの市と同等ということで、近隣の新しい施設に合わせた形で設定をしております。今回の条例改正につきましては、このLEDのスコアボードをつくる際に、今後20年間のランニングコストを出していただいて、その電気料等を積算をしております、それを試算して、その負担分を使用料で補填する形で計算、算出をしまして、ほかの施設との整合性をとった形で1時間当たりの料金に設定しようということでスコアボードが1時間500円、タブレット操作盤というのは、通常は本部席のほうでやるんですけども、どうしてもオプションの機能として、大会ではないけど、自分たちでスコアボードを使ってこう表示させたいというふうな場合については、おのこのベンチのほうでタブレット端末を使って表示ができるという機能もございますので、そういった個別に貸し出す場合については1時間200円、あと今回の整備によりまして、球速を計れる装置もつけておりますので、そういったオプションでそういう利用をされるという場合については1時間100円という形で、ほかの施設の規模を参照しながら設定をしたところでございます。

以上です。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第43号及び議案第44号を計画どおり進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

●スポーツ振興課長

ありがとうございました。

◎教育長

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

【休憩】

【報告第116号～第118号・議案第42号】

◎教育長

それでは、休憩前に引き続きまして、議事を進めていきたいと思っております。

では、報告第116号から報告第118号まで及び議案第42号を、学校教育課長から説明をいただきます。よろしく申し上げます。

●学校教育課長

失礼いたします。それでは、まず報告第116号「令和2年度都城市立小中学校の入学式の期日について」御報告いたします。

都城市立学校管理運営規則第15条の規定に基づき、令和2年度の都城市立小中学校の入学式の期日を定めましたので、報告いたします。

本市の中学校及び笛水小中学校につきましては、令和2年4月9日木曜日、小学校につきましては、令和2年4月10日金曜日、また市立幼稚園につきましては令和2年4月13日月曜日といたしました。

以上です。

続きまして、報告第117号「令和元年度都城市フッ化物洗口事業の進捗状況について」であります。

別紙をごらんください。

小学校フッ化物洗口事業進捗状況について、令和元年4月から11月までの事業進捗状況について説明します。

まず、4月、歯科医師会と協議して令和元年度モデル校10校を決定いたしました。4月から5月にかけて、まず昨年度までの実施校17校に対し、本年度の希望調査を実施しました。結果、17校全てで継続実施が決定し、順次洗口を開始しております。

学校名については、資料に書かれているとおりです。

なお、未実施校は、乙房小、吉之元小、夏尾小となっております。

5月20日から9月4日まで令和元年度のモデル校10校の教職員に対する説明会、保護者説明会を実施いたしました。

また、6月から10月にかけて令和元年度モデル校10校の希望調査を実施しています。希望調査結果は、表のとおりで、7校の実施を決定しました。庄内小、川東小、明和小については、希望調査を行った結果、3分の2未満ということで、未実施となっております。

10月から1月にかけて、令和元年度の実施決定校については、事業開始に向けた計画作成や物品の準備等を行い、順次実施しております。

11月に都城市フッ化物洗口事業実施に関する検討会を開催いたしました。実施状況の報告及び事業をスムーズに進めるために、実施方法等について検討を行いました。これまでに誤飲は5件、誤飲疑い4件の報告がありましたが、誤飲を原因とした体調不良の報告はございません。

課題としまして、未実施校があるわけですが、未実施校では保護者会前にフッ化物の危険性を訴えるチラシが配付されるなど、一部の保護者の間に根強い反対意見があるということ、それから今回、できるだけ保護者が集まりやすい参観日等と抱き合わせて保護者説明会を設定したんですが、御存じのように本年度は台風等の影響で、日程変更を余儀なくされた学校が多く、結果的に参加者数が昨年度より減少しているところ です。

今後の対応といたしまして、洗口を実施している他自治体のデータを再分析するとともに、また取り組みの好事例を集約するなどして、事業効果を実感しやすい資料を作成したいと考えております。

未実施校6校については、本年度中に学校訪問いたします。管理職に対して事業実施に向けた機運づくりを依頼したいと、それとともに2月に予定されています新入学児童説明会において、新入学児童の保護者を対象に事業説明を行う予定です。

次年度は新たなモデル校5校とこれまでの未実施校6校に対して歯科医師会及び県の関係課等の協力を得ながら保護者説明会を実施し、事業実施に向け保護者の理解を求めていきます。加えて、新たなモデル校の校長に対して、実施に向けて積極的な環境づくりを要請する予定であります。

以上です。

次に参ります。報告第118号「令和元年度都城市教育支援委員会の答申について」であります。

資料5をごらんください。

まず、概況について御説明いたします。

まず、本年度の申し込み数は119名で、そのうち就学相談を実施したのは113名でした。平成30年度より4名増加しております。就学相談は、夏に11日間、秋に6日間行い、それぞれの就学相談前に専門委員や学校教育課担当者による幼稚園や保育園等の訪問を行ってまいりました。そして、11月14日に第2回教育支援委員会を実施、個々の相談報告を受け、就学予定先について判断してまいりました。

2番をごらんください。現時点での就学予定状況になります。

現時点での就学予定状況は、相談を実施した113名のうち都城きりしま支援学校「適」が10名、知的障害特別支援学級「適」が16名、自閉症・情緒障害特別支援学級「適」が34名、通常の学級「適」が47名、保留が6名で、合計113名です。

保留ケースになります。保留ケースは6ケースありました。表に書かれているとおりですが、この6ケースにつきましては、病院受診等を今後予定しております。診断の結果次第で就学先の判断が異なってくる可能性があります。そのため、市の教育委員会の担当者は今後も保護者との相談を継続して行って、就学形態を決定いたします。

4番です。

教育支援委員会と保護者の意向の違うケースが5ケースありました。この5ケースにつきましても、市の教育委員会担当者が今後も保護者との相談を継続して行い、就学先、就学形態を決定します。決定した後も児童への支援について関与できるよう、就学先の学校と連携してまいります。

5番に参ります。配慮を要するケースが3件ありました。特に21番のケースにつきましては、医療的ケアが必要である淡の吸引が必要です。淡の吸引については、母親、もしくは祖母が学校に常駐して、必要に応じて実施する意向があるとの確認をしております。特別支援学級に入級するための知的障害の判定や発達障害などの診断はございません。また、保護者は通常の学級を強く希望しております。本人の状態、医療的ケアへの対応などを踏まえて、通常の学級が「適」と判断しております。ただし、受けるに当たっては、保護者や学校、教育委員会との十分な協議や学校体験が必要なケースであると考えております。

6番です。特別支援学校中等部への転学について。市内の小学6年生の中に都城きりしま支援学校中等部への転学を希望した児童が6名おります。6名全員が都城きりしま支援学校の見学、教育相談を実施しております。その上で本人も保護者も都城きりしま支援学校中等部への転学を希望いたしております。

また、校内の教育支援委員会においても、都城きりしま支援学校への転学は「適」と判断しております。知的障害があり、本人に応じた特別な指導や支援が必要であるため、6名全員について、都城きりしま支援学校中等部への転学は「適」と判断しております。

7番です。今後の流れです。

1月に就学予定先の小学校長及び保護者へ市教育委員会から教育支援委員会の審議結果を送付するとともに、入学期日等の通知をします。2月から3月に就学予定先の小学校長と保護者で就学についての協議確認をしていただきます。場合によっては、市教育委員会の担当者も同席する場合がございます。

そして、最後の第3回教育支援委員会を2月7日に行う予定でございます。

以上です。

それでは、議案42号「都城市教育委員会児童虐待対応マニュアルの制定について」に参ります。

6月に行われました令和元年度第1回総合教育会議において、子供を守る学校づくりが議題に上

がりました。本市では現在教職員向けの児童虐待対応マニュアルがないため、教育委員会でモデル的なマニュアルを作成し、各学校へ配付することとしました。10月の定例教育委員会で中間報告をさせていただいた案件であります。お手元のマニュアルなのですが、学校用と今回新たに保護者用をつくって分けて作成いたしました。

まずは学校用をごらんください。

表紙には前回の中間報告で赤松委員からの助言を受け、通告は学校の義務であるということをしつかり記載いたしました。

1ページをお開きください。児童虐待の実態を把握するためのチェックリストですが、こちらも赤松委員から御助言ありましたが、4つの虐待に共通するものを一番上に持ってきております。2ページ目には対応のポイント、3ページ目は通告までの流れを示して、通告先については太線で囲んで強調いたしました。

次に、保護者用をごらんください。「保護者の皆様へ」という資料なのですが、ここには学校がマニュアルに基づき対応していること、学校はこのマニュアルに基づいて対応しているということや、保護者の子供見守りチェックリストを示して、家庭や地域での見守りをお願いする内容となっております。ポイントを絞って、A4、裏表の一枚紙にすることで家庭でも見やすくするように工夫しております。

本マニュアルの活用については、学校において年1回程度の職員研修を実施するよう依頼して、教職員の理解を深める取り組みも行っております。何よりも本マニュアルを活用することにより、児童虐待から子供を守る学校づくりにつながるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第116号から118号及び議案第42号につきまして、御意見等、それから御質問等あればよろしくお願ひいたします。では岡村委員、お願ひします。

○岡村委員

御説明ありがとうございます。117号のフッ化物洗口事業のことでお伺いしたいんですが、誤飲が5件、誤飲の疑いが4件、報告があったということで、体調不良がないにしても、やっぱり誤飲があるということは保護者の方の不安を高めるものではないかなと思いますので、どういう状況とか、いかにして誤飲がないように学校現場で努力されているのかというのを御説明いただければありがたいです。

もう1件は、虐待対応マニュアル、すばらしいものができたと思っております。すごくうれしいです。ちょっと何点かなんですが、一つは、虐待対応マニュアル概要版、4つの虐待に共通するというのが上に上がりまして、その下から2番目の心理的虐待というところで、ほかのところには「など」というのがついているんですが、チェックリストのところですね、そこだけ「等」というのがないので、あったほうがいいかなと思ったりする。

それから、対応のポイントというところで、管理職へ報告とありまして、直ちに学校長が児童相談所へ通告するというように書いてあるんですが、ここで教育委員会の姿が何かどこにもこのページには出てきていないような気がして、教員の支援は、次の基本的な通告ルートのところで報告等の義務、教育委員会の義務なのかなというふうに思ったんですけども、校長はこれは危ないと思ったときに、すぐ見相に相談、あるいは警察のほうにも報告ということもうたっているんですが、教

育委員会はそれから最後でいいのかなというふうに、何かちょっと校長は心細いかなというふうな気もしたところですので、ここをちょっと、よくわかんないんですけども、何か理由があるのかなと思って、校長先生方に配付される時に「ここをお願いしますね」と口頭で言われた経緯もあるのかなと思ったところです。

それから、保護者の皆様へというところに、保護者の方にはこの表裏一枚お配りするんですね。そうしますと、文章の中で、作成しましたと、マニュアルのポイントをまとめた概要版を作成しました。保護者の皆様にも配付しますので、この「にも」というのが、ちょっと違和感があったんですけども。

それ全部配ってかなと思ったんですが、これだけ配られるのであれば、保護者の皆様にも配付しますのでというのは、保護者の皆様へはとかいうふうな形、虐待のチェックリストを配付いたしますので、保護者の皆様への形のほうがいいのかなと、受け取るほうはですね、と思ったところです。

以上です。たくさん言いましたけども、よろしく願いいたします。

●学校教育課長

よろしいですか。

それでは、まず1点目、フッ化物についてですが、誤飲は5件ということだったんですが、特別悪ふざけで飲んだりとかそういうことではなくて、つい、あ、飲んでしまったとかいうことであります。ただ、おっしゃるとおり、それをいかに防ぐかという御指摘については、今後ともぜひ研究してまいりたいと思っております。

それから、2点目の対応マニュアルについてですが、「等」は本当に御指摘ありがとうございます。すぐ修正いたします。

それから、管理職は児相だけじゃなくて教育委員会にも報告というその文ですが、これは例えば児童相談所へ通告しましたという内容で、ほぼ全て教育委員会に連絡が来ています。なお、1回だけ課に報告があって、それはすぐ学校が児童相談所に通告してくださいというケースがありました。なので、こちらを強調して入れました。ただ、おっしゃるとおり、これを説明するときには口頭でそこはつけ加えたいと思います。

それから、最後の保護者の皆様への部分ですが、学校の分と保護者と両方配るという形でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡村委員

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございますか。赤松委員、お願いいたします。

○赤松委員

10月にお示しいただいた原案について幾つか御検討されてはどうですかというふうに申し上げたと思います。その後、事務局の担当部署でしっかりと検討されて再度提案されており、御指摘申し上げてよかったなというふうに思うとともに、申し上げた成果があったというふうに思っています。保護者の皆様宛ての文書も新たにつくられたということで、いかに虐待を防ぐことが大きな課題なのかということを経験社会へ向けてアピールしていくことにもなって非常にいいことだというふうに思います。

一つ、細かいことを言いますが、この表紙の一番上の枠はなぜこうくると巻紙のように両端が巻いているんですか。これだけ他の部分と比べて異質です。くるくるっとこの巻物風に巻く必要があるのか、ほかはそういう、くだけたものにはなっていないんですね。提案されている事柄の内容からいってかちっとしていたほうが私はいいと思うんで、わざわざ紙が巻いているようなものは要らないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

●学校教育課長

検討したいと思います。ありがとうございます。

○赤松委員

よろしく願いいたします。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告第116号から118号まで及び議案第42号につきまして承認をいたしますので、また修正箇所がある部分はしっかりと修正をした後にまたこれの配付をお願いいたします。ありがとうございました。

【報告第115号・議案第41号】

◎教育長

それでは、報告第115号及び議案第41号を教育総務課長から御説明があります。よろしく願いします。

●教育総務課長

教育総務課です。本年もどうぞよろしく願いいたします。

初めに、報告第115号「専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援・共催について」御説明いたします。

1ページおあげいただいて、名義後援につきましては、令和元年11月18日から12月15日までに申請があったもので、8件全てを承認しております。ナンバー83、87については、今回初めての事業申請ということになりますけれども、いずれもシルバニアファミリー展、機関車トーマスファミリーミュージカルといった多くの国と地域で親しまれている作品の展示、ミュージカル等になっており、小さな子供から大人まで楽しめる企画となっております。いずれの事業も名義後援の対象に該当すると判断し、承認をいたしております。

次のページをごらんください。

共催につきましても、同期間に申請があったもので、15件を承認しております。内訳は15件全て学校教育課担当分となっております。

以上で、第115号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号「都城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、令和2年度から文化財課に発出文書の審査押印に係る教育委員会印及び教育長印を置くこと等に伴い所要の改正を行うものでございます。

詳しくは次のページ、規則制定改廃方針説明書のほうをごらんください。

制定改廃を必要とする理由の欄をごらんいただきたいと思います。現在、教育委員会事務局における教育委員会名及び教育長名の発出文書の審査押印事務につきましては、教育総務課のほうで担当しております。そのうち文化財課における埋蔵物関係の各機関への届け出、通知文書は年間約200件程度に上っております。事務処理の流れとしましては、担当課で文書起案決裁の都度、現在、事務局が菖蒲原町にございますので、そちらから職員が直接持参または文書便等を使って教育総務課に審査押印の依頼がございます。その後、教育総務課において押印し、文書棚等に返却し、文化財課が持ち帰って発送するという流れになっておりまして、起案から発出まで2日ほどを要している状況でございます。

また、急を要する場合には、審査押印の処理だけのために職員が教育総務課へ出向いてもらうということもたびたびございます。この埋蔵物関係の各機関への届け出、通知文書の内容につきましては、定型的なものであること、その発出事務が効率的に行えるよう、文化財課に審査押印に係る教育委員会印及び教育長印を置いて事務の円滑に行えるよう、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、次のページ、新旧対照表をごらんいただきまして、別表、改正後、右側の表になりますけれども、別表第1のところに文化財課長を保管者としまして、文化財保護法に基づく届け、通知文書の発出のためという限定した形で教育委員会印と教育長印を各1個追加するものでございます。

もう1点は、次のページになりますけれども、これはもともと電子印使用承認願の、左上のほうに様式第6号と書いてありますが、これが第15条関係ということで条ずれが生じており、今回あわせて修正をさせていただきたいというところでございます。

先ほど申しました文化財課の文書につきましては、最後のほうに2枚、参考でつけております。「文化財の所在の有無について」と「埋蔵物発見届」といった定型的なものですので、これにつきましてはもう文化財課決裁で押印までの処理をしていただくという形で、今回新たな公印を設置するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第115号及び議案第41号につきまして、御質問等あればよろしく願いいたします。中原委員、お願いします。

○中原委員

ありがとうございます。議案第41号についてなんです、完全にこういう印鑑というのが2個存在しているのかどうかというのが1点。

それと、そうであるならばこの電子印で、やはり国とのやりとりとかそういう関係性なんですかね。電子印で対応できないのかどうかというのを詳しく教えていただきたいと思います。

●教育総務課長

ほかにもこのような市長印等にしましても、担当課のほうで持つ事例もあります。納税課であったりとか、支所なんか、市民センター等も持っているのもございます。

今回の件につきましては、課長決裁で処理できる文書ということですので、課内で処理した場合にそのまま押印ができるという形で、もしその決裁が部長決裁、教育長決裁の場合には必ず決裁と

して教育総務課のほうにきますので、これまでと同様の処理になるかもしれませんが、課長決裁で済む文書で通知文書、届出文書につきましては各課で対応していただけるということで、今回、市長印等と同様に設置させていただきたいという感じでございます。

○中原委員

そういうのが2個存在するのであれば、行政は電子印を取り入れていくべきと僕は思っておりますので……。

●事務局

電子印というのは、本来の公印のあり方からいうと特殊なものでして、一枚一枚きちんと印鑑を押して出すというのが公文書の原則でありまして、委員がおっしゃいます電子印というのは、電算帳票とって、コンピューターで一度に大量に打ち出す帳票ですね、教育委員会でいえば、例えば小中学校に入学する児童生徒に対し、入学通知書を各世帯に何千枚と送りますけど、印鑑の寸法を縮小したりしてコンピューターに取り込んで表示させる場合には、この電子印という方法を使ってできるという規定に限られています。ですから何でもかんでも電子印を使っていいというわけではなく、あくまで限定的な取扱いとなります。委員がおっしゃるように自由にそれを電子印でばんばんやればいいことなんでしょうけど、公印制度というのは、融通をきかせれば、逆のリスクも生じてしまいますので、よろしくお願いします。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第115号及び議案第41号を承認いたします。どうかよろしく願いいたします。

●教育総務課長

ありがとうございました。

【その他】

◎教育長

その他をお願いします。

●事務局

・総合教育会議の議題説明（総合政策課）

◎教育長

では、1月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

教育長